

離婚後の親子の面会交流の充実を求める意見書（案）

我が国では、離婚を契機に多くの親子が生き別れになっており、別居親と子どもの面会交流に関する紛争が増加の傾向にある。この原因は、我が国の民法の規定には別居親と子どもの交流についての文言がなく、また調停を経て裁判所で面会交流を行ったとしても強制力がないためであり、今日なお、親子の交流は同居親の意向に左右される実態のままとなっている。

他方、こうした民法の規定は、父母の一方または双方から離れなければならない状況となっている児童が、定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触をすることの弊害となっている。

離婚は婚姻関係の解消であって親子関係の断絶ではない。多くの国では、離婚後親子を引き離してしまうことは、子どもにとって相当の心理負担が大きいものであると考えられ、法律で面会交流が保障されている。

我が国においても、子どもの最善の利益を考え、その視点に立った改善が早急に求められている。

よって、政府におかれては、離婚後の親子の面会交流に支障を来すことのないよう、次の事項の実現を要望する。

- 1 面会交流への調整機能を整備すること。
- 2 面会交流のさらなる充実に向けた検討を進めること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日（議決年月日）

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

横浜市議会議長名